

岸和田市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

令和7年4月

岸和田市

1. プロポーザルの趣旨

岸和田市（以下「市」という。）では、ウォーターPPP 導入可能性調査の業務委託先を募集します。プロポーザル参加者は、岸和田市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託 公募型プロポーザル 実施要領（以下「本要領」という。）及び関係資料を基に、与条件を十分に理解した上で、その目的を達成し得る、優れた提案をご提示ください。

2. 業務委託の概要

(1) 業務委託の目的

岸和田市下水道事業（農業集落排水事業、河川事業を含む）において、ウォーターPPP を含む官民連携の導入可能性調査を行うものである。過年度実施した基礎調査結果を踏まえ、詳細な業務範囲の設定を行い、民間事業者への参入意向調査を行う。その上で導入効果を把握し事業スキーム等を決定することを目的とする。

(2) 業務委託名称

岸和田市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託（以下「本業務委託」という。）

(3) 業務内容・対象施設

別紙要求水準書のとおり。

(4) 評価方法

①企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、(4) ②評価基準の項に記載の基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

②評価基準

ア. 企画提案評価の点数割合は次のとおり。

評価項目	評価の視点	割合
①実施体制	提案者、管理技術者、照査技術者の業務実績、能力の評価 (ウォーターPPP 導入可能性調査や、下水道事業における官民連携事業導入可能性調査業務の実績件数等)	5
②業務実施方針	業務目的・課題の理解度 ・企画提案の実現性、独創性、妥当性 ・実施手順・工程の適正度 ・成果品のとりまとめ	15
③提案内容	提案内容の妥当性・実現性 ・ウォーターPPP の導入に向けた具体的検討事項 ・民間企業（岸和田市外企業・市内企業）意向調査の具体的な方法 ・官民連携事業の実現に向けた総合的評価の方法	55
④見積価格	見積金額の妥当性 ・評価点＝配点×（最低見積額／提案者の参考見積額）	20
⑤その他	独自提案、PR 等	5
	計	100

イ. 同点の場合の処理

評価結果の最も高い者が複数となった場合は、(4)②評価基準の評価項目の配点の高い順(③→②→①→④の順)の評価により受託候補者を特定する。

(5) 履行期限

契約締結日から令和8年3月13日(金)までを最終期限とするが、履行期間を短縮できる場合は、最終期限を前倒しすることは差し支えない。なお、不測の事態など相当な事由による期限の延長は市との協議によるが、受託者の責めによる履行期限の延長に係る交渉には応じない。

(6) 提案上限価格

本業務委託に係る提案上限価格は、21,660,000円(税抜)とする。

※提案上限価格を超える価格の提案を行った場合は失格となる場合がある。

※受託後の本市からの依頼による別途業務の増加については、金額を市が積算し、双方合意の上、変更契約を締結とする。市は令和7年4月時点の単価、積算基準書等をもって当該費用を積算する。

3. 参加要件

(1) 参加者の構成等

①参加者の構成

参加者の構成は、次のいずれかの形態とする。

ア. 単独建設コンサルタント企業(以下「単体企業」という。)

イ. 建設コンサルタント企業を代表者とする共同企業体(以下「共同企業体」という。)

②参加者は、本要領記載の参加資格要件を全て満たし、かつ、以下に示す単体企業又は共同企業体であること。

- ・単体企業であれば参加者自らが、共同企業体であれば共同企業体を構成する内の1社以上が、参加表明時に「岸和田市指名競争入札参加資格登録業者名簿」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者でなければならない。
- ・共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
- ・共同企業体の場合、構成会社の最低出資比率は10%以上とする。
- ・共同企業体の場合、参加手続きは、代表者が行うこと。
- ・共同企業体の構成会社の変更は認めない。
- ・共同企業体の構成会社は、他の共同企業体の構成会社としての参加や、単独企業としての参加は認めない。

(2) 参加者の資格要件等

①参加者の実績等

ア. 参加者自らまたは共同企業体の構成会社の内、少なくとも1社が、過去10年以内に国、地方公共団体又は特殊法人その他の公益法人が発注した下水道事業における官民連携事業導入可能性調査業務の同種または同類の業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。

イ. 参加者自らまたは共同企業体の構成会社の内、少なくとも1社が、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)による下水道部門の建設コンサルタント登録(有効なものに限る。)をしている者であること。

ウ. 参加者自らまたは共同企業体の構成会社の内、少なくとも1社が、次に掲げる要件を満たす者(直接的かつ恒常的に雇用している者に限る。)で、業務の全般にわたり技術的管理を行う管理技術者・主任技術者を配置できる者であること。

i) 3(2)①アに示す業務について、管理技術者・主任技術者として完了した実績を有すること。

ii) 技術士資格(総合技術監理部門(下水道)または上下水道部門(下水道))を有すること。

iii) 本業務にあたり、遺漏なき審査を実施するため、照査技術者（直接的かつ恒常的に雇用している者に限る。）を配置できる者であること。

エ. 参加者自らまたは共同企業体の構成会社の内一社以上が、岸和田市指名競争入札参加資格登録業者名簿の建設コンサルタントに登録されていること。

オ. その他の参加資格要件

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- ・ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- ・ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされてない者であること。
- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- ・ 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- ・ 参加受付期限の日から契約締結までの期間に、岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- ・ 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ・ 市の組織に属する者でないこと。
- ・ 参加者である共同企業体の構成員のいずれもが他の参加者（他の参加者である共同企業体の構成員を含む）でないこと。
- ・ 参加者である共同企業体の構成員と他の共同企業体の構成員との間に、以下に該当する関係がないこと。

a. 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- 1) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b. 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- c. その他競争の適正さが阻害されると認められる場合や、上記 a 又は b と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 参加資格の確認基準日

参加者の参加資格の確認基準日は、参加受付提出期限日（令和 7 年 5 月 23 日（金））とする。また、確認基準日以降、審査結果の通知日までの間に参加資格を欠く事態に至った場合には失格とする。

4. 本プロポーザルの手続き等

(1) 事業者選定スケジュール（予定）

①内容・日程

	日程・期間（予定）	備考
公表	令和 7 年 4 月 25 日（金）	
質疑受付期間	令和 7 年 4 月 25 日（金）～ 5 月 2 日（金）	
質疑回答	令和 7 年 5 月 14 日（水）	
参加受付期間	令和 7 年 5 月 19 日（月）～ 5 月 23 日（金）	
プレゼンテーション	令和 7 年 6 月 6 日（金）、 6 月 9 日（月）	参加者多数の場合は追加日程となる可能性があります。
審査		非公開
受託予定者への通知	令和 7 年 6 月 13 日（金）（予定）	
契約締結	令和 7 年 6 月中旬頃	
審査結果の通知及び公表	令和 7 年 6 月 30 日（月）（予定）	契約締結事務の進捗により変更となる場合がある。公表日が変更となった場合も、通知はしない。

(2) 質疑受付・回答

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、以下のとおり提出すること。

①受付期間

令和 7 年 4 月 25 日（金）～5 月 2 日（金）午後 5 時まで（必着）

※締切以降に提出された質疑は無効とする。

②提出方法

質疑書（様式 11）に記載の上、データを事務局の電子メールアドレスに送信する。また、送信後、受信確認のため事務局に電話連絡すること。

③質疑に対する回答

令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 5 時までに市ホームページで公表する。質問者の特殊な技術またはノウハウ等、質問者の権利または競争上の地位、その他正当な利益を害するものは公表せず、直接質問者へ電子メールで回答する。また、本プロポーザルに関する質疑以外には、回答しない。

(3) 参加受付

本プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領等をよく理解したうえで、以下のとおり必要書類（以下「提出書類」という。）を提出し、事務局による参加資格の有無について確認を受けなければならない。

①受付期間

令和7年5月19日（月）～5月23日（金）午後5時まで（必着）
※締切以降に提出された書類は無効とする。

②提出書類及び注意点

提出図書一覧表のとおり。

③提出場所

事務局（岸和田市下水道河川部下水道河川総務課 市役所別館3階）

④提出方法

参加者による持参（郵送・FAX・電子メールは不可）とする。

⑤辞退

書類提出後に参加を辞退する場合は、令和7年5月30日（金）午後5時まで（必着）までに、参加辞退届出書（様式12）を事務局に提出すること。

（4）プレゼンテーション

提案内容についてプレゼンテーション及び質疑応答の場を開催する。参加者は提案資料に基づく説明資料を作成の上、参加すること。なお、プレゼンテーション時は参加者の特定の恐れのある一切の情報は、資料・口頭ともに除外すること。プレゼンテーション当日のプロジェクターについては事務局で用意する。詳細については参加者に別途通知する。

（5）審査

審査は、評価基準に基づき、選定委員会による評価基準に基づいた審査（非公開）を行い、受託予定者を選定する。なお、参加者が1者の場合においても実施することとする。また、参加者全てを失格とする場合もある。

（6）審査結果の通知及び公表

審査結果については本業務委託の受託契約締結後に結果を書面にて通知する。

（7）プロポーザル参加に係る留意事項等

①過年度の作業状況

令和6年度発注の下水道事業ウォーターPPP導入検討業務委託において、岸和田市の現状整理、ウォーターPPP導入の方向性を整理している。ただし、水路・河川分野については本導入可能性調査業務委託内で整理を行うこととし、その費用は提案金額に含むこと。

②業務委託の追加

調査の進行にともない、本要領及び要求水準書に記載の無い業務が追加となった場合、協議の上で変更契約を締結する。変更契約における金額の算出は本要領2（6）提案上限価格の項の記載に基づいて市が算出する。

③現地説明会

現地説明会は行わない。

④本要領等の変更

市は本要領に記載の内容等について、変更を行う場合がある。変更を行う場合は、その旨を市HPへ掲載するとともに、参加者が特定されている場合においては全参加者に通知するものとする。

⑤実施要領等の承諾

参加表明を行った事業者は実施要領等について承諾したものとする。

⑥費用負担

審査に係る費用については、提出者の負担とお考え下さい。また、市は緊急でやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

⑦提出書類の取扱い

ア. 提出されたすべての書類は、返却しない。

イ. 提出書類の著作権は、作成した者に帰属するものとし、受託候補者の特定以外に無断で使用しない。

ウ. 提出書類については提出期限を過ぎてからの差し替え及び追加・削除は認めない。

エ. 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

オ. 提案計画の提出は1者につき1案とする。

⑧失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。契約後に発覚した場合は、契約の解除及び損害賠償請求等を行う場合がある。

ア. 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ. 実施要領等に示した提出書類の作成及び提出に関する記載に違反した場合

ウ. 提案価格の金額が2（6）の提案上限価格を超過した場合

エ. 提案価格の金額が市の設定する最低制限価格を下回った場合

オ. 評価の公平性の確保に影響を及ぼす行為があった場合

カ. 本プロポーザルにおける選定委員会の委員に対して、本要領公開日から契約締結日までの間に、直接、間接を問わず故意に接触（挨拶目的の来庁、名刺のお渡し等を含む。）を求めた場合

キ. その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

⑨ 公表の範囲

本プロポーザルにおける公表の範囲は下記のとおりとする。

- ・ 契約の相手方
- ・ 各参加者の審査点数（参加者の名称は非公表）
- ・ 契約期間
- ・ 契約金額
- ・ 最低制限価格

5. 契約に関する事項

（1）契約の締結

市と受託候補者は契約書（案）の内容に関する協議を行い、当該協議の内容に基づき、令和7年6月中旬頃を目途に契約を締結する。

（2）市が契約を締結しない場合の要件

受託候補者が次のいずれかに該当する場合は、市は契約を締結しないものとする。この場合において、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

①信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不相当であると認められる場合

②契約の履行が困難と認められる事由が生じた場合

（3）次点者との協議

市は、受託予定者との契約内容に関する協議が不調となった場合又は契約締結が不可能と判断した場合は、次点者と契約内容に関する協議を開始することができるものとし、当該協議の内容に基づき、次点者と契約を締結できるものとする。

(4) 契約金額

受託候補者に選定された者と市との間で、業務内容等について再度調整を行った上で協議が調った場合、業務の契約を締結する。なお、契約金額については受託候補者の提案価格（税込）以下の金額により契約する。

(5) 契約保証金の納付等

契約保証金の納付等については、契約書（案）による。

(6) 支払条件

業務委託費の支払いは、契約書（案）による。

(7) その他

- ・完了について、岸和田市による完了検査にて、適正な完了が認められた後、完了とする。
- ・本業務の受託者（共同企業体の場合はその全構成会社）は今後以降発注予定である（仮称）岸和田市ウォーターPPP 関連下水道施設関連包括業務委託の業務受託者になることはできない。ただし、次期以降に発注予定である（仮称）岸和田市ウォーターPPP 関連下水道施設関連包括業務受託者選定支援業務委託については対象外とする。
- ・本市が必要と認めた場合は、個別にヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングの日時、内容は非公開とする。また、ヒアリングの有無について、参加者への連絡は行わないものとする。

(8) 発注者及び事務局（問い合わせ先）

①発注者

岸和田市

②事務局

岸和田市下水道河川部下水道河川総務課

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

TEL: (直通) 072-423-9591

FAX: 072-423-3555

E-mail: gsoumu@city.kishiwada.osaka.jp